



島根県報

平成31年3月8日（金）

号外第17号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	3
島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	4
技能労務職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則を廃止する規則	（ 〃 ）	4
研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	4

【訓 令】

島根県守衛服務規程の廃止	（管 財 課）	21
--------------	---------	----

【公企規程】

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	21
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（ 〃 ）	21

【人委規則】

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		21
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則		22
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		22

【議会告示】

島根県議会事務局規程の一部改正		22
-----------------	--	----

公布された条例等のあらまし**◇島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則（規則第5号）**

1 規則の概要

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴い、部会について審査会に関する規定を準用することとした。（第6条関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴い、部会について審査会に関する規定を準用することとした。（第5条関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

1 規則の概要

- (1) 技能労務職員の廃止に伴う規定の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇技能労務職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則を廃止する規則（規則第8号）

1 規則の概要

次に掲げる規則は、廃止することとした。

- (1) 技能労務職員の給与に関する規則
- (2) 技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

- (1) 指定医療機関に次に掲げる施設を追加することとした。（第2条第3項関係）

ア 指定発達支援医療機関（児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）

イ 医療型障害児入所施設（児童福祉法に規定する施設をいう。(2)において同じ。）を併設する施設

- (2) 特定地域医療機関に医療型障害児入所施設を併設する施設（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）を追加することとした。（第2条第4項関係）

- (3) 臨床研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けようとするもの（以下「連続貸与者」という。）に対し、当該研修支援資金を1回まで貸与することとした。（第5条関係）

- (4) 知事は、研修支援資金の貸与の決定を受けた連続貸与者（以下「連続被貸与者」という。）が次のいずれかに該

当するに至ったときは、研修支援資金の貸与の決定を取り消すものとする。 (第10条関係)

ア 後期研修を取りやめたとき。

イ 後期研修を修了する見込みがなくなったとき。

ウ 後期研修における成績が著しく不良となったと認められるとき。

エ 特定地域医療機関において医師の業務に従事する意思がなくなったことにより研修支援資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 連続被貸与者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、返還債務の額を一括返還しなければならないこととした。 (第12条関係)

ア 後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた日の属する年度の翌年度の4月の末日までに特定地域医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

イ 特定地域医療機関において引き続いて一定の期間医師の業務に従事できない見込みとなったとき。

(6) 知事は、連続被貸与者のうち後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた日の属する年度の翌年度の4月から特定地域医療機関において医師の業務に従事したものにあっては、当該業務に従事した月から一定の期間返還債務の額の返還を猶予することができることとした。 (第14条関係)

(7) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

島根県情報公開審査会規則（平成6年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（審査会に関する規定の準用）

第6条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、第2条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第6号

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護審査会規則（平成14年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(審査会に関する規定の準用)

第5条 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、第2条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第7号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第6号中「附則第21項」を「附則第20項」に改める。

第5条第3項中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第28項中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

別表第1アの表第7号区分の項第10号中「されていた」の次に「技能労務職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則を廃止する規則（平成31年島根県規則第8号）による廃止前の」を加え、別表第1イの表第7号区分の項第10号中「以後適用されている」を「から技能労務職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則を廃止する規則の施行の日までの間において適用されていた同規則による廃止前の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第8号

技能労務職員の給与に関する規則及び技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）
- (2) 技能労務職員の給料の臨時特例に関する規則（平成25年島根県規則第50号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第9号

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定発達支援医療機関（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関をいう。）
- (6) 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設をいう。次項第4号において同じ。）を併設する施設

第2条第4項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 医療型障害児入所施設を併設する施設（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

第3条第2項を削る。

第5条中「3回（1年度につき1回に限る。）」の次に「（臨床研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた者に対しては、1回）」を加える。

第6条第3項中「第9条第2項」を「第10条」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「後期研修医」の次に「（臨床研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた者で、かつ、引き続き後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けようとするもの（以下「連続貸与者」という。））を除く。第2号、次条第1項及び第9条第1項において同じ。）」を加え、同条第2号中「次条」を「次条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 研修支援資金の貸与を受けようとする連続貸与者は、研修医研修支援資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書
- (2) 在職証明書

第8条中「前条」を「前条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前条第2項の申請に基づき研修支援資金を貸与する連続貸与者を、同項各号に掲げる書類により決定し、研修医研修支援資金貸与決定（不承認）通知書（様式第2号）により当該連続貸与者に通知する。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「又は同条」を「若しくは同項」に改め、「後期研修被貸与者」という。）の次に「又は前条第2項の規定により研修支援資金の貸与決定通知を受けた連続貸与者（以下「連続被貸与者」という。）」を加え、同条第2項中「被貸与者（）」及び「をいう。以下同じ。）」を削る。

第10条中「、被貸与者」の次に「（臨床研修被貸与者、後期研修被貸与者及び連続被貸与者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第1号から第4号までの規定中「後期研修被貸与者」の次に「若しくは連続被貸与者」を加える。

第12条第1項第4号中「とき。」の次に「（連続被貸与者に該当する場合を除く。）」を加え、同項第6号中「とし」を削り、「1年間とする。）（）」を「1年間とし、これらの期間のうち」に改め、「当該期間（）」の次に「第8号並びに」を、「第14条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加え、「除く。）特定地域医療機関において」を「除く。）」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 連続被貸与者が、後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた日の属する年度の翌年度の4月の末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。
- (8) 連続被貸与者が、特定地域医療機関において引き続き一定の期間（臨床研修医及び後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた回数が、それぞれ2回及び1回の場合にあっては3年間、それぞれ1回の場合にあっては2年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）をもって計算するものとする。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）医師の業務に従事できない見込みとなったとき。

第13条第2項本文中「前項各号」を「同項各号」に改め、同項ただし書中「3年」の次に「（連続被貸与者に該当する場合を除く。）」を、「後期研修医に対して貸与した研修支援資金」の次に「（連続被貸与者にあつては、第8条第1項の規定により貸与の決定を受けた研修支援資金を含む。）」を加える。

第14条第1項第1号中「除く。）」の次に「（連続被貸与者に該当する場合を除く。）」を加え、同項第2号中「とし」を削り、「1年間とする。）（」を「1年間とし、これらの期間のうち」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 連続被貸与者のうち後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた日の属する年度の翌年度の4月から（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において医師の業務に従事したものにあっては、当該業務に従事した月から一定の期間（臨床研修医及び後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた回数が、それぞれ2回及び1回の場合にあつては3年間、それぞれ1回の場合にあつては2年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）をもって計算するものとする。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）

第15条第2項中「後期研修被貸与者が特定地域医療機関において医師の業務に就いた日の属する月から特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの」を「次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 後期研修被貸与者 特定地域医療機関において医師の業務に就いた日の属する月から特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数
- (2) 連続被貸与者 後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた日の属する年度の翌年度の4月から（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数

第17条第1項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 連続被貸与者が特定地域医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。

第18条に次の1項を加える。

4 連続被貸与者に該当する場合は、前3項の規定は、適用しない。

第19条中「後期研修被貸与者」の次に「又は連続被貸与者」を加える。

様式第1号その1及び様式第1号その2中「第7条の」を「第7条第1項の」に、

「

現住所及び 電話番号	〒 () -	を
---------------	----------------	---

」

「

現住所及び 電話番号	〒 () -	に
メールアドレス		

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第1号その3 (第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
申請者 氏 名 ㊦
(本人)

研修医研修支援資金貸与申請書 (連続貸与者用)

研修支援資金の貸与を受けたいので、研修医研修支援資金貸与規則第7条第2項の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、所定の期間、特定地域医療機関に勤務することを誓います。

本 人	ふりがな		申請時の 状 況	研修機関名及びプログラム名 ()	
	氏 名			研修の開始及び修了予定時期 (~)	
	生年月日及び年齢	年 月 日生 (満 歳)			
	現住所及び 電 話 番 号	〒 () -			
	メールアドレス				
	帰省先住所 及び電話番号	〒 () -			
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修支援資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者 本人と連帯してその債務を保証します。				
	氏 名	㊦	生年月日		
	住 所 電 話 番 号	〒 () -			続 柄
	島 根 県 以 外 の 研修医向け貸付金	<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名) <input type="checkbox"/> なし			

添付書類

- 1 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書
- 2 在職証明書

注 「島根県以外の研修医向け貸付金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される貸付金が対象です。

様式第2号中「第8条の」を「第8条第1項（第2項）の」に改める。

様式第4号中「第9条の」を「第9条第1項（第2項）の」に改める。

様式第6号中「明細書」の次に「（臨床研修被貸与者用）」を加え、

「

貸 与 を 受 け た 日	年	月	日
---------------	---	---	---

」

を

「

貸 与 を 受 け た 日	年	月	日
	年	月	日

」

に改め、同様式を様式第6号その1とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第6号その2 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

	住 所	
本 人	氏 名	㊟
	決定番号	—
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟

研修医研修支援資金返還明細書 (後期研修被貸与者用)

貸与を受けた研修支援資金を下記により返還します。

記

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第6号その3 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本 人 氏 名 ㊟
決定番号 ー
ー

住 所
連帯保証人 氏 名 ㊟

住 所
連帯保証人 氏 名 ㊟

研修医研修支援資金返還明細書 (連続被貸与者用)

貸与を受けた研修支援資金を下記により返還します。

記

返 還 す べ き 額 の 合 計 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

(内訳)

決 定 番 号	ー
貸 与 を 受 け た 日	年 月 日 年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
連 帯 保 証 人	

決 定 番 号	ー
貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
連 帯 保 証 人	

様式第7号及び様式第8号中「決定番号
 一」を 「決定番号
 一」に、

「

貸与を受けた日	年	月	日
---------	---	---	---

」

を

「

貸与を受けた日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

」

に改める。

様式第9号その1及び様式第9号その2中「第14条の」を「第14条第2項（第3項）の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号その3 (第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー
ー

研修医研修支援資金返還猶予申請書 (連続被貸与者用)

研修医研修支援資金貸与規則第14条第2項 (第3項) の規定により、下記のとおり研修支援資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
在職する特定地域医療機関 の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

様式第10号その1及び様式第10号その2中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号その3 (第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー
ー

研修医研修支援資金返還免除申請書 (連続被貸与者用)

下記のとおり貸与を受けた研修支援資金の全部 (一部) について返還の免除を受けたいので、研修医研修支援資金貸与規則第15条第5項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた研修支援資金の総額	金	円
返 還 未 済 の 返 還 債 務 の 額	金	円
免 除 を 受 け よ う と す る 額	金	円
在職した特定地域医療機関の名称 及び従事期間	特定地域医療機関の名称	従 事 期 間
休職又は停職の有無及び期間 (業務に起因する休職を除く。)		
業務による死亡又は退職についての事実		
業務による死亡又は退職の年月日	年	月 日 (死亡 ・ 退職)
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項の欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 在職した特定地域医療機関の名称及び従事期間を記載した在職証明書
- 2 休職 (業務に起因する休職を除く。) 又は停職及びその期間を証明する書類
- 3 業務による死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書
- 4 災害、疾病その他やむを得ない事由を証明する書類

様式第16号を様式第16号その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第16号その2 (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー
ー

研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事申請書 (連続被貸与者用)

下記のとおり、特定地域医療機関以外の医療機関で医師の業務に従事することを指示されたので、研修医研修支援資金貸与規則第19条第1項の規定により承認の申請をします。

記

医療機関の住所及び名称	住所 名称
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※特定地域医療機関の長記載欄	特定地域医療機関の名称 特定地域医療機関の長の氏名 ㊟

様式第17号を様式第17号その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第17号その2 (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊦
決定番号 ー
ー

研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事変更申請書 (連続被貸与者用)

下記のとおり、従事内容の変更の指示を受けたので、研修医研修支援資金貸与規則第19条第2項の規定により承認の申請をします。

記

<p>医療機関の住所及び名称</p>	<p>(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称</p>
<p>従 事 期 間</p>	<p>(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>変更を指示した理由 ※特定地域医療機関の長記載欄</p>	<p>特定地域医療機関の名称 特定地域医療機関の長の氏名 ㊦</p>

様式第18号を様式第18号その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第18号その2 (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー
ー

研修医研修支援資金特定地域医療機関以外従事終了報告書 (連続被貸与者用)

下記のとおり、特定地域医療機関以外の医療機関における従事が終了し、特定地域医療機関で従事を開始したの
で、研修医研修支援資金貸与規則第19条第3項の規定により報告します。

記

特定地域医療機関の名称	
従 事 開 始 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(特定地域医療機関以外の医療機関における従事終了日 年 月 日)</p>

添付書類 特定地域医療機関における従事開始日を記載した在職証明書

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

訓 令**島根県訓令第 2 号**

本 庁

島根県守衛服務規程（昭和36年島根県訓令第 7 号）は廃止し、平成31年 3 月 8 日から施行する。

平成31年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。
別表中「技師 主任管理技師 管理技師 主任運転技師 運転技師 主任水道管理技師 水道管理技師 主任庁務員 庁務員」を「技師」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 3 号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「及び別表第 2」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 削除**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第14条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 2 号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号を削る。

第3条第1項第2号中「規則」を「職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号。以下「規則」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 8 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 3 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「、条例附則第2項及び第4項」を「及び条例附則第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示**島根県議会告示第 1 号**

島根県議会議務局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月 8 日

島根県議会議長 大 屋 俊 弘

第4条第2項の表中

主事		
主任運転技師	上司の命を受け、技術的業務に従事する。	を
施設管理技師長		
主任施設管理技師		
主任庁務員		
守衛長		
守衛副長		
主任守衛		
運転技師		
施設管理技師		
庁務員		
守衛		

「

主事		
----	--	--

」

に

改める。

第5条を削る。

第6条第2項を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第3章中第8条を第7条とする。

第4章中第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「第9条及び第10条」を「前2条」に改め、同条を第10条とする。

第5章中第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第7章中第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第8章中第22条を第21条とする。

別表第1中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

別表第2中「第18条、第19条関係」を「第17条、第18条関係」に改める。

様式第1号中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第2号中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

この告示は、平成31年3月8日から施行する。